

## 参考資料一覧

資料 No.	表題	頁
参考資料 1	都道府県及び政令指定都市の差別全般の解消に関する条例一覧	1
参考資料 2	人権尊重条例の構成比較表	3
参考資料 3	人権オンブズパーソンの活動の流れ図	5
参考資料 4	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例	7
参考資料 5	都道府県の新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に関する条例一覧	15
参考資料 6－1	都道府県の新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に関する条例の当該規定内容の比較表	17
参考資料 6－2	「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案	21
参考資料 7	岡山市電子掲示板に係る有害情報の記録行為禁止に関する条例	23
参考資料 8	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）素案	27
参考資料 9	都道府県の部落差別の解消に関する条例一覧	29
参考資料 10	都道府県の部落差別の解消に関する条例の構成比較表	31
参考資料 11	「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）の概要	33
参考資料 12	都道府県及び政令指定都市の外国人に対する差別の解消に関する条例一覧	35
参考資料 13	都道府県及び政令指定都市の外国人に対する差別の解消に関する条例の対象の比較表	37
参考資料 14	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（第12条～第15条関係） 主な手続の流れ	39
参考資料 15	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 罰則に至るまでの主な手續の流れ	41
参考資料 16	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要	43
参考資料 17	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例における相談体制・紛争解決を図る体制と共生社会の実現に向けた施策の推進（イメージ）	45

※ 都道府県等における差別解消に関する条例については、別冊資料に掲載



## (人権尊重条例) ※ 施行日が新しい順

	都道府県名	条例名	提出	施行日
1	三重県	人権が尊重される三重をつくる条例	知事	H9.10.1

2	東京都	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	知事	H30.10.15
3	大分県	大分県人権尊重社会づくり推進条例	知事	H21.4.1
4	栃木県	栃木県人権尊重の社会づくり条例	知事	H15.4.1
5	福井県	福井県人権尊重の社会づくり条例	知事	H15.4.1
6	和歌山県	和歌山県人権尊重の社会づくり条例	知事	H14.4.1
7	滋賀県	滋賀県人権尊重の社会づくり条例	知事	H13.4.1
8	愛媛県	愛媛県人権尊重の社会づくり条例	知事	H13.4.1
9	大阪府	大阪府人権尊重の社会づくり条例	知事	H10.10.1
10	高知県	高知県人権尊重の社会づくり条例	知事	H10.4.1
11	佐賀県	佐賀県人権の尊重に関する条例	知事	H10.4.1
12	奈良県	奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例	議員	H9.3.27
13	鳥取県	鳥取県人権尊重の社会づくり条例	知事	H8.8.1

	政令指定都市名	条例名	提案	施行日
1	川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	市長	R1.12.16
2	堺市	堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例	市長	H19.1.1
3	大阪市	大阪市人権尊重の社会づくり条例	市長	H12.4.1

## (その他の条例)

1	川崎市	川崎市人権オンブズパーソン条例	市長	H14.4.1
---	-----	-----------------	----	---------



# ○人権尊重条例の構成比較表

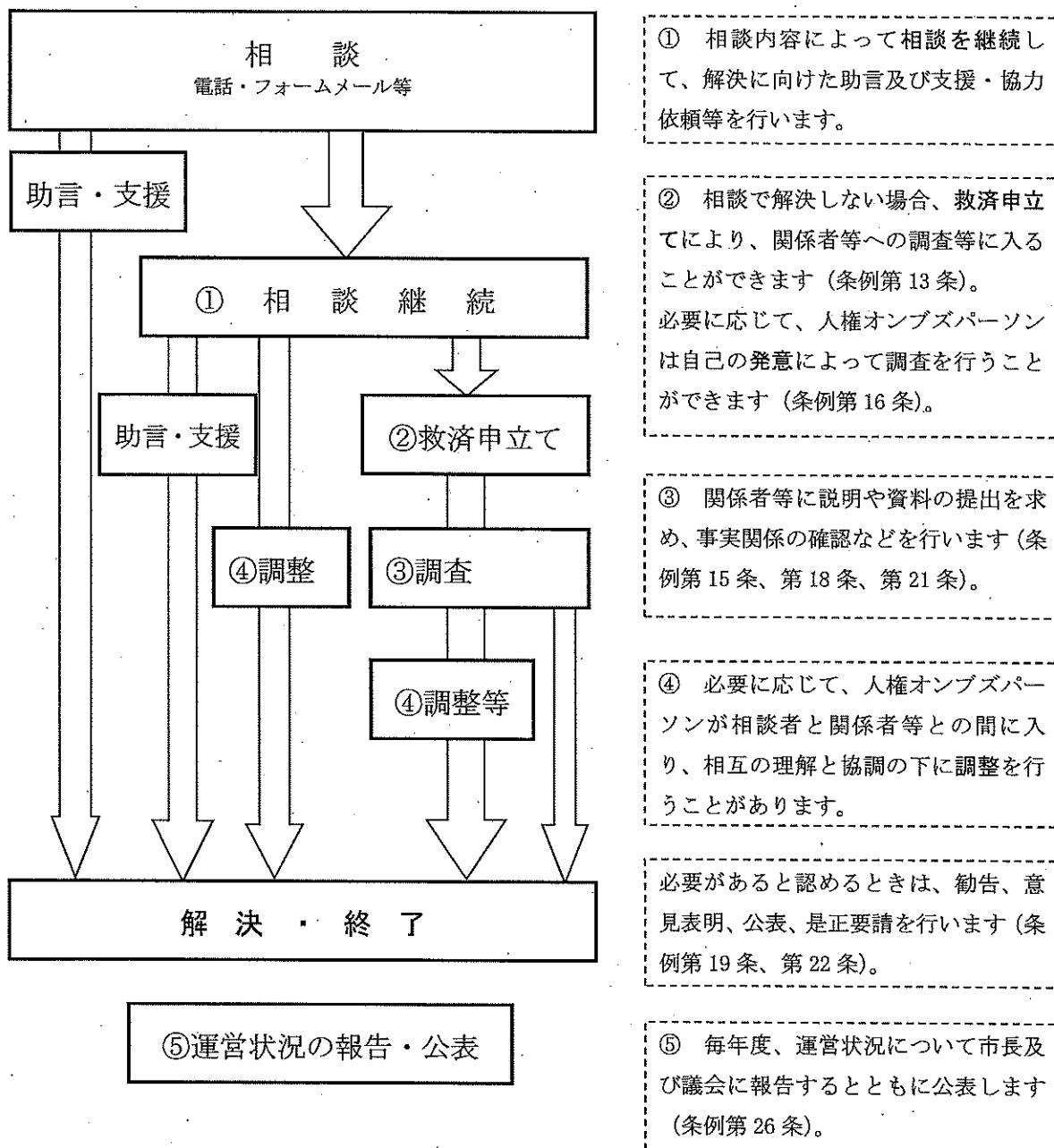
○：規定あり / -：規定なし

参考資料2

条例の規定	三重県	東京都	大分県	栃木県	福井県	和歌山県	滋賀県	愛媛県	大阪府	高知県	佐賀県	奈良県	鳥取県	川崎市	堺市	大阪市
前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総則規定	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基本理念	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県（都・府・市）の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県民（都民・府民・市民）の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業者の責務	○	○	○		○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
	市町（村）の責務	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-
	市町（村）との協働・協力、市町（村）への支援	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
人権施策を推進するための仕組み等	不当な差別的取扱いの禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	方針・計画の策定	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
	方針・計画との整合	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
	施策の実施状況の審議会への報告	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	施策の実施状況の公表	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	体制の整備	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	財政上の措置	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
具体的な人権施策に関する規定	審議会・協議会の設置等	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
	教育及び啓発	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○
	実態の把握・情報の収集・調査研究	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	相談窓口の設置及び相談者への支援・相談ネットワークづくり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	人権に関する実態の公表	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	情報の提供	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人権侵害をした者に対する指導及び助言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	人権侵害による被害に係る支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人権擁護の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者の支援	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別の人権分野に関する規定	差別をなくす運動月間及び人権週間	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	顕彰	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	多様な性の理解の推進	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外国人差別（ヘイトスピーチ）の解消	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	委任	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-



## 人権オブズパーソンの活動の流れ図



※条例=川崎市人権オブズパーソン条例



◎鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）  
[平成21年4月1日廃止]

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人権侵害救済推進委員会（第4条—第15条）
- 第3章 人権侵害に対する救済手続（第16条—第28条）
- 第4章 適用上の配慮（第29条—第33条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防に関する措置を講ずることにより、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「人権侵害」とは、次条の規定に違反する行為をいい、行政機関による同条の規定に違反する行為を含むものとする。

- 2 この条例において「虐待」とは、身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行、心理的外傷を与える言動若しくは性的いやがらせをし、又は養育若しくは介護を著しく怠り、若しくは放棄することをいう。
- 3 この条例において「人種等」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向をいう。
- 4 この条例において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位をいう。
- 5 この条例において「障害」とは、継続的に日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害をいう。
- 6 この条例において「疾病」とは、その発症により日常生活又は社会生活が制限を受ける状態となる感染症その他の疾患をいう。

## (人権侵害の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人種等を理由として行う不当な差別的取扱い又は差別的言動
- (2) 特定の者に対して行う虐待
- (3) 特定の者に対し、その者の意に反して行う性的な言動又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為
- (4) 特定の者の名誉又は社会的信用を低下させる目的で、その者を公然とひぼうし、若しくは中傷し、又はその者の私生活に関する事実、肖像その他の情報を公然と摘示する行為
- (5) 人の依頼を受け、報酬を得て、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを収集する行為
- (6) 身体の安全又は生活の平穏が害される不安を覚えさせるような方法により行われる著

しく粗野又は乱暴な言動を反復する行為

- (7) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と掲示する行為
- (8) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為

## 第2章 人権侵害救済推進委員会

### (設置)

第4条 第1条に規定する目的を達成するため、人権侵害救済推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の職務)

第5条 委員会は、人権侵害による被害の救済及び予防に関する職務を行う。

### (組織)

第6条 委員会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (任命)

第7条 委員は、人格が高潔で人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者のうちから、議会の同意を得て知事が任命する。

- 2 委員のうち男女いずれか一方の数は、2人以上となるように努めなければならない。
- 3 委員のうちには、弁護士となる資格を有する者が含まれるように努めなければならない。

### (任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任されることがある。

- 2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (身分保障)

第9条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、在任中その意に反して解任されない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 委員会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

### (解任)

第10条 知事は、委員が前条第1号に該当するときは、その委員を解任しなければならない。

- 2 知事は、委員が前条第2号に該当するときは、議会の同意を得てその委員を解任することができる。

(委員の責務)

- 第11条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員会の会議)

- 第12条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の3分の2以上の多数により行う。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、事案の当事者その他の関係者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の除斥)

- 第13条 委員は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。
- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事案の当事者であるとき。
- (2) 委員が、事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者若しくは二親等内の血族が、その従事する業務について事案の当事者と直接の利害関係があるとき。
- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、委員会は、職権又は申立てにより、除斥の決定をする。
- 3 除斥の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで当該事案に係る職務の執行を停止しなければならない。

(報告)

- 第14条 委員会は、第21条若しくは第24条第1項の規定による措置を講じたとき、又は同条第3項の規定による公表を行ったときは、当該措置又は公表の内容を、知事を経由してその日以降の最初の議会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、毎年度、この条例に基づく事務の処理状況について報告書を作成し、知事を経由して議会に提出しなければならない。
- 3 前項の報告書には、第24条第1項の規定により行った県の機関に対する勧告について、その具体的な内容を明記するものとする。

(事務局)

- 第15条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員（以下「事務局の職員」という。）を置く。
- 3 第11条及び第13条の規定は、次条第2項の規定により同条第1項の相談を行う事務局の職員及び第18条第4項の規定により同項の調査を行う事務局の職員について準用する。

第3章 人権侵害に対する救済手続

(相談)

第16条 委員会は、人権侵害に関する問題について、相談に応ずるものとする。

2 委員会は、委員又は事務局の職員に前項の相談を行わせることができる。

(救済の申立て等)

第17条 何人も、本人が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、委員会に対し救済又は予防の申立てをすることができる。

2 何人も、本人以外の者が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、委員会に対しその事実を通報することができる。

3 第1項の申立て又は前項の通報（以下「申立て又は通報」という。）は、当該申立て又は通報に係る事案が次のいずれかに該当する場合は、行うことができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中の権利関係に関するものであること。

(3) 行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

(4) 申立て又は通報の原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その終了した日）から1年を経過しているものであること（その間に申立て又は通報をしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(5) 申立て又は通報の原因となる事実が本県以外で起きたものであること（人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのある者が県民である場合を除く。）。

(6) 損害賠償その他金銭的補償を求めるものであること。

(7) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

(8) 係者が不明であるものであること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、その性質上、申立て又は通報を行うのに適当でないものとして規則で定めるものであること。

4 知事は、前項第9号の規則の制定又は改廃をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

5 申立て又は通報は、文書又は口頭ですることができます。

(調査)

第18条 委員会は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案に関して必要な調査を行わなければならない。

2 委員会は、前条第2項の通報があったときは、当該通報に係る事案に関して必要な調査を行うことができる。

3 委員会は、人権侵害の被害の救済又は予防を図るために必要があると認めるときは、職権により調査を行うことができる。

4 委員会は、委員又は事務局の職員に調査を行わせることができます。

5 調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(関係者の協力等)

第19条 委員会は、前条に規定する調査に關し必要があると認めるときは、当該調査に係る

- 事案に関係する者に対して、事情の聴取、質問、説明、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 前項の規定による協力の要請を受けた調査に係る事案の当事者は、法令で特段の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。
  - 3 第1項の規定による協力の要請を受けた関係行政機関は、当該協力の要請に応ずることが犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると当該関係行政機関の長が認めるときは、当該協力の要請を拒否することができる。
  - 4 第1項の規定による協力の要請を受けた関係行政機関は、当該協力の要請に対して事実が存在しているか否かを答えるだけで公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該協力の要請を拒否することができる。  
(調査結果の通知等)

- 第20条 委員会は、第18条に規定する調査を行ったときは、当該調査に係る事案の当事者に対し、その調査結果の内容を書面により通知するものとする。
- 2 委員会は、前項の規定による通知をするときは、通知の相手方に対し、調査結果の内容について再調査を申し立てができる旨及び申立てをすることができる期間を教示しなければならない。
  - 3 第1項の規定により通知を受けた者は、当該調査結果の内容について不服があるときは、当該通知を受けた日から2週間以内に、その理由を記載した書面により、委員会に再調査を申し立てができる。
  - 4 委員会は、前項の規定による申立てに理由があると認めるときは、再度第18条に規定する調査を行わなければならない。

- (救済措置)
- 第21条 委員会は、第18条に規定する調査の結果に基づき、人権侵害による被害を救済し、又は予防するため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのある者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に対し、必要な助言、関係公的機関又は関係民間団体等の紹介、あっせんその他の援助をすること。
  - (2) 人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者（以下「加害者等」という。）に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。
  - (3) 被害者等と加害者等の関係の調整を図ること。
  - (4) 犯罪に該当すると思料される人権侵害について告発すること。
- (調査及び救済手続に当たっての配慮)

- 第22条 委員会は、第18条に規定する調査を行い、又は前条に規定する措置を講ずるに当たっては、当該調査に係る事案の当事者による自主的な解決に向けた取組が促進されるよう十分配慮しなければならない。

(調査及び救済手続の終了等)

第 23 条 委員会は、調査を開始した後において、当該調査に係る事案が第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査又は救済措置を中止し、又は終了するものとする。

2 委員会は、調査を開始した後において、人権侵害による被害が確認できず、又は生ずるおそれがないことが明らかであるときは、調査又は救済措置を中止し、又は終了することができる。

3 委員会は、前 2 項の規定により調査又は救済措置を中止し、又は終了したときは、理由を記載した書面により、その旨を申立人又は通報者に通知しなければならない。ただし、通報者の所在が匿名その他の理由により分からぬときは、この限りでない。

(是正等の勧告等)

第 24 条 委員会は、生命若しくは身体に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動、ひぼう若しくは中傷等の重大な人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該人権侵害による被害を救済し、又は予防するため必要があると認めるときは、第 21 条に規定する措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 加害者等に対し当該人権侵害をやめ、又はこれと同様の行為を将来行わないよう勧告すること。

(2) 加害者等に対し人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること。

2 前項第 1 号に掲げる勧告を受けたときは、当該加害者等は、委員会に対し、当該勧告に関して行った措置を報告しなければならない。

3 委員会は、第 1 項第 1 号に掲げる勧告を行ったにもかかわらず、当該加害者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 委員会は、第 1 号及び第 2 号に該当するときは申立人、通報者及び被害者等に、第 3 号に該当するときは申立人、通報者、被害者等及び加害者等に通知するものとする。ただし、通報者の所在が匿名その他の理由により分からぬとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(1) 第 1 項の規定により措置を講じたとき。

(2) 第 2 項の規定により加害者等から報告があったとき。

(3) 前項の規定により公表したとき。

(弁明の機会の付与等)

第 25 条 委員会は、前条第 1 項第 1 号の規定による勧告又は同条第 3 項の規定による公表を行うときは、あらかじめ当該加害者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明は、委員会が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知等)

第 26 条 委員会は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時）までに相当な期間をおいて、当該加害者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知

するものとする。

(1) 原因となる事実

(2) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（訴訟援助）

第 27 条 委員会は、第 18 条に規定する調査に係る人権侵害の被害者等若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から委員会が保有する当該人権侵害に関する資料の閲覧又は写しの交付の申出を受けた場合において、当該人権侵害に関する請求に係る訴訟を遂行するために必要があると認めるときは、申出をした者に当該資料（事案の当事者以外の者の権利利益を不当に侵害するおそれがある部分を除く。）の閲覧をさせ、又は写しを交付することができる。

2 委員会は、前項の規定により資料の閲覧をさせ、又は写しの交付をした場合において、当該被害者等が当事者となっている当該人権侵害に関する請求に係る訴訟の相手方若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から当該資料の閲覧又は写しの交付の申出を受けたときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又は写しを交付しなければならない。

3 前2項の規定により資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（罰則）

第 28 条 第 11 条第 2 項（第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由なく第 19 条第 2 項の規定に違反して調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5 万円以下の過料に処する。

#### 第 4 章 適用上の配慮

（人権相互の関係に対する配慮）

第 29 条 この条例の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第 30 条 何人も、この条例の規定による措置を求める申立てをしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（報道の自由に対する配慮）

第 31 条 この条例の適用に当たっては、報道機関の報道文は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない。

（個人情報の保護）

第 32 条 この条例の適用に当たっては、個人情報の保護について配慮しなければならない。（委任）

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第7条第1項中議会の同意を得ることに関する部分 公布の日
  - (2) 第2章（第7条第1項中議会の同意を得ることに関する部分を除く。）及び第28条第1項の規定 平成18年4月1日
  - (3) 第28条第2項の規定 平成18年10月1日
- (この条例の失効)
  - 2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。
  - (この条例の失効に伴う経過措置)
  - 3 この条例の失効の際現に第18条に規定する調査を行っている事案については、同条から第27条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。この場合においては、同日に在任する委員が、その任期にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。
  - 4 委員又は事務局の職員であった者が職務上知ることができた秘密については、第11条第2項及び第15条第3項の規定は、附則第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
  - 5 この条例の失効前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の失効後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。.

## ※ 施行日が新しい順

都道府県名	条例名	提案	施行日
1 愛知県	愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例	知事	R2. 10. 14
2 徳島県	徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例	知事	R2. 10. 7
3 茨城県	茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例	知事	R2. 10. 2
4 鳥取県	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例	知事	R2. 9. 1
5 沖縄県	沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例	知事	R2. 7. 31
6 岐阜県	岐阜県感染症対策基本条例	知事	R2. 7. 9
7 長野県	長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	知事	R2. 7. 8
8 東京都	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例	知事	R2. 4. 7

(策定中)

都道府県名	条例名	提案	状況
1 三重県	三重県感染症対策条例（仮称）	知事	R2. 11 条例案提出予定
2 和歌山県	和歌山県新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷対策に関する条例（仮称）	知事	R2. 12 条例案提出予定



○都道府県の新型コロナウイルス感染症等に関する差別等の解消に関する条例の当該規定  
内容の比較表

愛知県	(患者等への留意) 第13条 何人も、新型コロナウイルス感染症への罹患又はそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない。
徳島県	(差別的取扱い等の禁止) 第7条 何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、 <sup>ひぼう</sup> 誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。 2 県は、差別的取扱い等が行われないようにするために、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
茨城県	第5章 差別的取扱いの禁止等 第14条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。 2 県は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 事業者は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のため、従業者に対する不当な差別的取扱いの禁止に関する教育その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 県民は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由とする差別の解消のために県及び事業者が講ずる必要な措置に協力するよう努めなければならない。

鳥 取 県	(県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応) 第10条 (略) 2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。 3 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族のプライバシーを侵害してはならない。 4 県は、第2項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動若しくは不当な差別的取扱い又は前項に規定するプライバシーの侵害（以下この項において「誹謗中傷等」という。）が行われないようにするため、予算の範囲内で、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷等を被った者に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。
沖 縄 県	(県民及び事業者の責務) 第8条 (略) 2 (略) 3 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の患者、医療従事者、来訪者等に対して、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。
岐 阜 県	(差別的取扱い等の禁止) 第14条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。
長 野 県	(患者、医療関係者等への配慮) 第10条 県民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。
東 京 都	(都民及び事業者の責務) 第4条 (略) 2 (略) 3 都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(策定中)

三 重 県	<p>(3) 基本理念</p> <p>① (略)</p> <p>② 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者及び医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならないこととします。</p>
※ 中 間 案	<p>(9) 情報の公表</p> <p>① 県は、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表することにより、感染症のまん延の防止を図るとともに、感染症に関する県民の不安を払拭するほか、感染症の患者及び医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為が生じないようにしなければならないこととします。</p> <p>② 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこととします。</p>
和 歌 山 県	<p>(10) 差別の禁止</p> <p>① 事業者及び県民は、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>② 事業者及び県民は、医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>③ 事業者及び県民は、①又は②に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととします。</p> <p>④ 県は、教育活動及び啓発活動を通じて、感染症及び感染症に起因して生じる人権に関する問題について、正しい知識の普及を図るものとします。</p>

参考資料 6-2 参照



## 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案

### 必要性

#### ■新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の現状

新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民（感染者、濃厚接触者、医療従事者等）や事業者、団体等に対しての誹謗中傷等が発生しています。

### 骨子案

#### 目的

- ◆新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的としています。

#### 定義

- ◆新型コロナウイルス感染症等を定義しています。

#### 誹謗中傷等の禁止

- ◆インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、
  - ・新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、誹謗中傷等を行ってはいけません。

#### 県の責務

- ◆国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携により、誹謗中傷等の実態を把握するとともに、誹謗中傷等をなくすための施策を実施します。
- ◆市町村、県民、事業者、関係機関等の取組を支援します。

#### 県民・事業者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆事業者に対しては、従業員が誹謗中傷等を行わないような働きかけなどを求めます。

#### 特定電気通信役務提供者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆誹謗中傷等の情報を確認した場合には、削除など必要な取組を行うことを求めます。

#### 誹謗中傷等への取組

- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村に対しては、以下の2点を依頼します。
  - ・インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促すこと
  - ・発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すこと

#### 教育及び啓発

- ◆誹謗中傷等をなくすための教育や啓発を実施します。

#### 相談体制の充実

- ◆誹謗中傷等に関する相談に対応するとともに、相談体制の充実に努めます。



◎岡山市電子掲示板に係る有害情報の記録行為禁止に関する条例（平成14年岡山市条例第6号）

近年のインターネット等の高度情報通信ネットワークによる情報の流通拡大により、容易に個人が様々な情報を入手することが可能となるとともに、世界中に自分の考え方や主張を発表することができるようになった。このことは、我々の日常生活における利便性という意味においては画期的で、すばらしいことではあるが、同時に使われ方しだいでは他人の権利を侵害したり、尊厳を傷つけたりする手段にもなりかねない。現にインターネット上には、人種、民族、性別、社会的身分等に係る不特定又は多数の者の属性に関し差別を助長・誘発するおそれが高い情報や、青少年の健全育成を阻害する内容の有害情報が日常的に流通しており、それらの中には法的な規制が及ばないものも多く存在している。

岡山市は、「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人の人権が尊重され安心して暮らせる国際・福祉都市にふさわしいまちづくりを目指している。そうした意味においても、市民は何人たりともこうした情報により被害を受けることがあってはならないし、また、情報を発信し、特定、不特定を問わず他人に被害を及ぼすことがあってはならないと考える。

こうした観点から、インターネットという地球規模の高度情報通信ネットワークに対して本市として現在なしうる方策を検討した結果、本市が開設するホームページの掲示板においては、責任をもって有害情報の記録行為を排除し、高度情報通信ネットワークの健全な利用を広く啓発することで、市民の人権意識の普及高揚を図るとともに、市民自らが掲示板を開設する際のモデルとなることを願い、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、有害情報の記録行為を禁止し、そのための必要な措置を定めることにより、本市が管理する電子掲示板における秩序の維持を図り、もって市民の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子掲示板 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体に記録された電子情報のうち、不特定又は特定の者が情報を記録することができ、かつ、記録媒体に記録された情報を不特定の者が受信することができる方式のものをいう。
- (2) 有害情報 本市が管理する電子掲示板に記録されてはならない情報として、次のいずれかに該当する情報をいう。
  - ア 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報
  - イ 他人を誹謗、中傷すると認められる情報
  - ウ 他人に財産的不利益又は精神的苦痛を与えると認められる情報
  - エ 不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報

才 性的好奇心をそそると認められる情報

力 非行・犯罪をあおると認められる情報

(3) 記録行為 本市が管理する電子掲示板に情報を記録することをいう。

(4) 削除 記録行為による情報を不特定又は特定の者が受信することを防止する措置をいう。

(有害情報の記録行為の禁止)

第3条 何人も有害情報の記録行為を行ってはならない。

(措置)

第4条 市長は、有害情報の記録行為がなされていることを知ったときには、本市が管理する電子掲示板に定める掲示期間内であっても、当該有害情報の送信を防止するため、当該有害情報の全部又は一部を削除するものとする。

2 市長は、営利を目的とする情報、政治的又は宗教的中立性を損なうと認められる情報その他の本市が管理する電子掲示板の設置趣旨に著しく反する内容の情報(有害情報を除く。)について、本市が管理する電子掲示板に定める掲示期間内であっても、その全部又は一部を削除することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づき削除を行った場合には、電子掲示板に削除の日時及びその理由を明示しなければならない。

(公表)

第5条 市長は、毎年少なくとも1回、削除の実施状況を公表するものとする。

(削除情報の復帰)

第6条 市長が第4条に基づき削除を行った場合、当該削除の対象となった情報の記録行為を行った者は、その情報が有害情報及び第4条第2項に定める情報のいずれにも該当しないことを理由としてのみ、当該削除が行われた日から起算して7日以内に、市長に対し、当該削除の対象となった情報の復帰の申出を行うことができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があった場合には、次条に規定する岡山市有害情報審議会への諮問を経て、当該申出について判断するものとする。

(岡山市有害情報審議会の設置)

第7条 前条第1項の申出が行われた場合に、市長が行った削除について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市有害情報審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、人権問題について識見を有する学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

8 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 9 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 12 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 13 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて、別に定める。

(報告の聴取)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、質問し、又は報告を求めることができる。

- (1) 有害情報の記録行為を行ったと認められる者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、有害情報の記録行為に関与したと認められる者
- 2 前項の規定に基づき、質問を受け、又は報告を求められた者は、正当な理由がない限り、当該質問又は報告に対する回答を拒否してはならない。

(過料)

第9条 第3条の規定に反し有害情報の記録行為を行った者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成14年5月1日から施行する。



## 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）素案

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている。人類史上、最大の発明の1つとも言われるこのツールを通じて、人々は世界のどこにいても、容易にコミュニケーションを図ることができるようになった。加えて、インターネットは、誰もが、あらゆる場所で世界と繋がり、様々な情報を瞬時に入手することも可能にした。そのことで、1人1人が発信者になれる時代を到来させた。今や、世界中のあらゆるイノベーションは、インターネットの存在抜きには考えられないと言っても過言ではない。

しかしながら、社会全体のゲームチェンジャーとなったインターネットにも光と闇がある。例えば、匿名性や不特定多数性等、その特性に由来する誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害などが安易に行われ、いじめの温床となるなどの問題が世界各地で深刻化している。

インターネットでいったん世界中に発信された情報を消去することは困難である。そのため、インターネットが無かった時代には想像もつかなかった被害が続発している。被害者は、特にインターネット上の誹謗中傷又はプライバシー侵害により心理的、身体的にも大きな負担を強いられている。さらには、発信者自身が、意図せず加害者となるような事態も頻発している。

県民の誰もが被害者にもなり得るという認識のもと、私たちは、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことが不可欠だと考えている。同時に、県民が被害者にも加害者にもならないために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることも極めて重要である。今こそ、私たちは、表現の自由に配慮しつつ、県民をインターネットの負の側面から守るために必要な対策を講じていく必要がある。

ここに、インターネット上で発信された情報により傷つけられた被害者への支援に関する基本的施策を明らかにし、展開することにより、県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由かつ活発に情報を収集し、発信することができる社会、すなわち、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関して、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「誹謗中傷等」とは、インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この項において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。

- 2 この条例において「被害者」とは、誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- 3 この条例において「行為者」とは、被害者を発生させた者をいう。
- 4 この条例において「インターネットリテラシー」とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

#### (県の責務)

第3条 県は、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (県民の役割)

第4条 県民は、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。

#### (連携協力)

第5条 県は、第3条の施策を円滑に策定し、及び実施するため、国、市町村、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、被害者の援助を行う民間団体その他の関係機関と連携を図らなければならない。

#### (基本的施策)

第6条 県は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備
- (2) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者を支援するための施策及び行為者を発生させないための施策

#### (相談体制)

第7条 県は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
  - (2) 専門的知識を有する者の紹介
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項
- 2 県は、前項の相談体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 3 県は、第1項の相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。

#### (インターネットリテラシーの向上)

第8条 県は、県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、青少年に対する前項の施策を講じるに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

#### (県民の理解の増進)

第9条 県は、誹謗中傷等の問題に関する県民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (財政上の措置)

第10条 県は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## ※ 施行日が新しい順

	都道府県名	条例名	提案	施行日	人権尊重条例の制定の有無
1.	熊本県	熊本県部落差別の解消の推進に関する条例	知事	R2. 6. 29	—
2	和歌山県	和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	知事	R2. 3. 24	○
3	奈良県	奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	議員	H31. 3. 22	○
4	福岡県	福岡県部落差別の解消の推進に関する条例	知事	H31. 3. 1	—
5	徳島県	徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例	知事	H8. 12. 25	—
6	香川県	香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例	知事	H8. 7. 1	—
7	大阪府	大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例	知事	S61. 10. 1	○



## ○都道府県の部落差別の解消に関する条例の構成比較表

○：規定あり / -：規定なし

参考資料10

条例の規定		熊本県	和歌山県	奈良県	福岡県	徳島県	香川県	大阪府
総則規定	目的	○	○	○	○	○	○	○
	定義	△	-	-	△	△	△	○
	基本理念	○	○	○	○	-	-	-
	部落差別（につながる行為）の禁止	○	○	-	△	△	△	-
	県（府）の責務	○	○	○	○	○	○	-
	県民（府民）の責務・役割	○	○	-	△	○	○	-
	事業者の責務	○	○	-	△	○	○	-
	市町（村）の責務	-	-	-	-	○	○	-
施策に関する規定	相談体制の充実	○	○	○	○	-	-	-
	教育及び啓発	○	○	○	○	-	-	-
	部落差別の実態調査・把握	○	○	○	○	-	-	-
	部落差別を行った者に対する説示・勧告等	-	○	-	-	-	-	-
結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制的措置	結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の禁止	○	○	-	○	○	○	-
	指導及び助言	○	-	-	○	○	○	-
	申出	○	-	-	○	○	○	-
	勧告	○	-	-	○	○	○	-
	資料提出等の要求	○	-	-	○	○	○	-
	勧告に従わない場合等の公表	○	-	-	○	○	○	-
特定事業者等に対する規制的措置	興信所・探偵社業者に対する規制的措置	-	-	-	-	-	-	○
	土地調査等を行う者に対する規制的措置	-	-	-	-	-	-	○
施策を推進するための仕組み等	計画の策定	-	-	○	-	-	-	-
	推進体制の充実	-	-	○	-	-	-	-
	学識経験者等の意見の聴取	-	-	-	○	-	-	-
その他	解釈及び運用・適用上の注意	○	-	-	○	○	○	○
	委任	○	-	○	○	○	○	○
	罰則	-	-	-	-	-	-	○

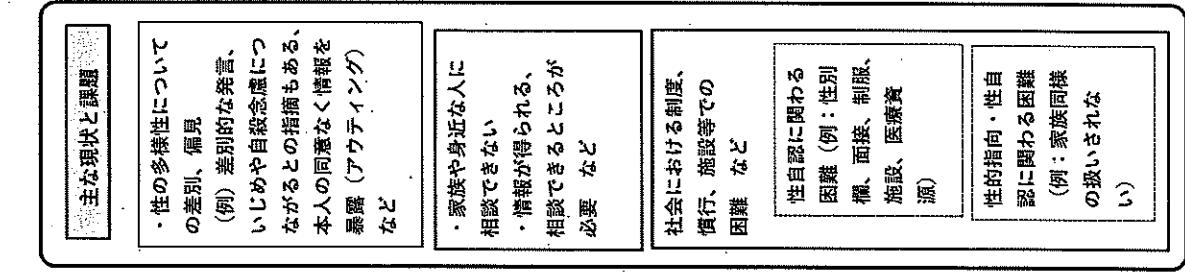
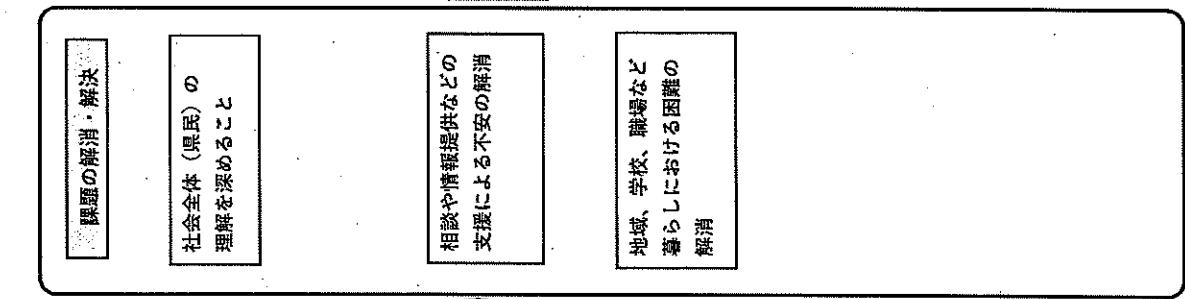
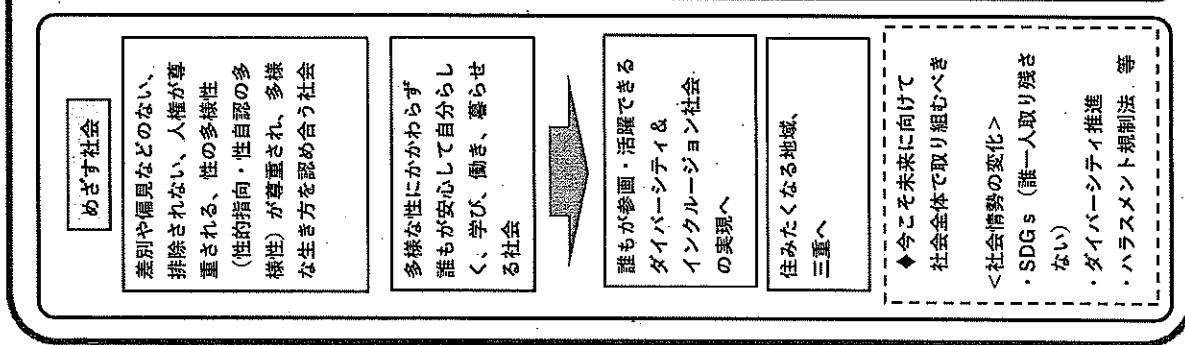
※ 熊本県、福岡県、徳島県及び香川県は、定義規定は設けていないが、個々の規定において、「同和地区」等を定義している。

※ 福岡県、徳島県及び香川県は、結婚及び就職に際して部落差別事象の発生につながるおそれのある行為に限定した禁止規定を設けている。

※ 福岡県は、「結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止」という章において、「県民及び事業者の責務」規定を設けている。



## 「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）の概要



※男女共同参画基本計画を、当該条例に基づく計画としても位置付け、毎年の計画  
のPDCAは男女共同参画審議会で実施するとともに、議会へ年次報告を行う。



## ※ 施行日が新しい順

	都道府県名	条例名	提案	施行日	人権尊重条例の制定の有無
1	大阪府	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例	知事	R1.11.1	○
2	東京都	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	知事	H30.11.15	※

※ 東京都の条例は、人権尊重条例の中で独立した章を設けて、外国人に対する差別の解消に関する規定を置くという構成となっている。

	政令指定都市名	条例名	提案	施行日	人権尊重条例の制定の有無
1	神戸市	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	議員	R2.4.1	—
2	川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	市長	R1.12.16	※
3	大阪市	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例	市長	H28.1.18	○

※ 川崎市の条例は、人権尊重条例の中で独立した章を設けて、外国人に対する差別の解消に関する規定を置くという構成となっている。

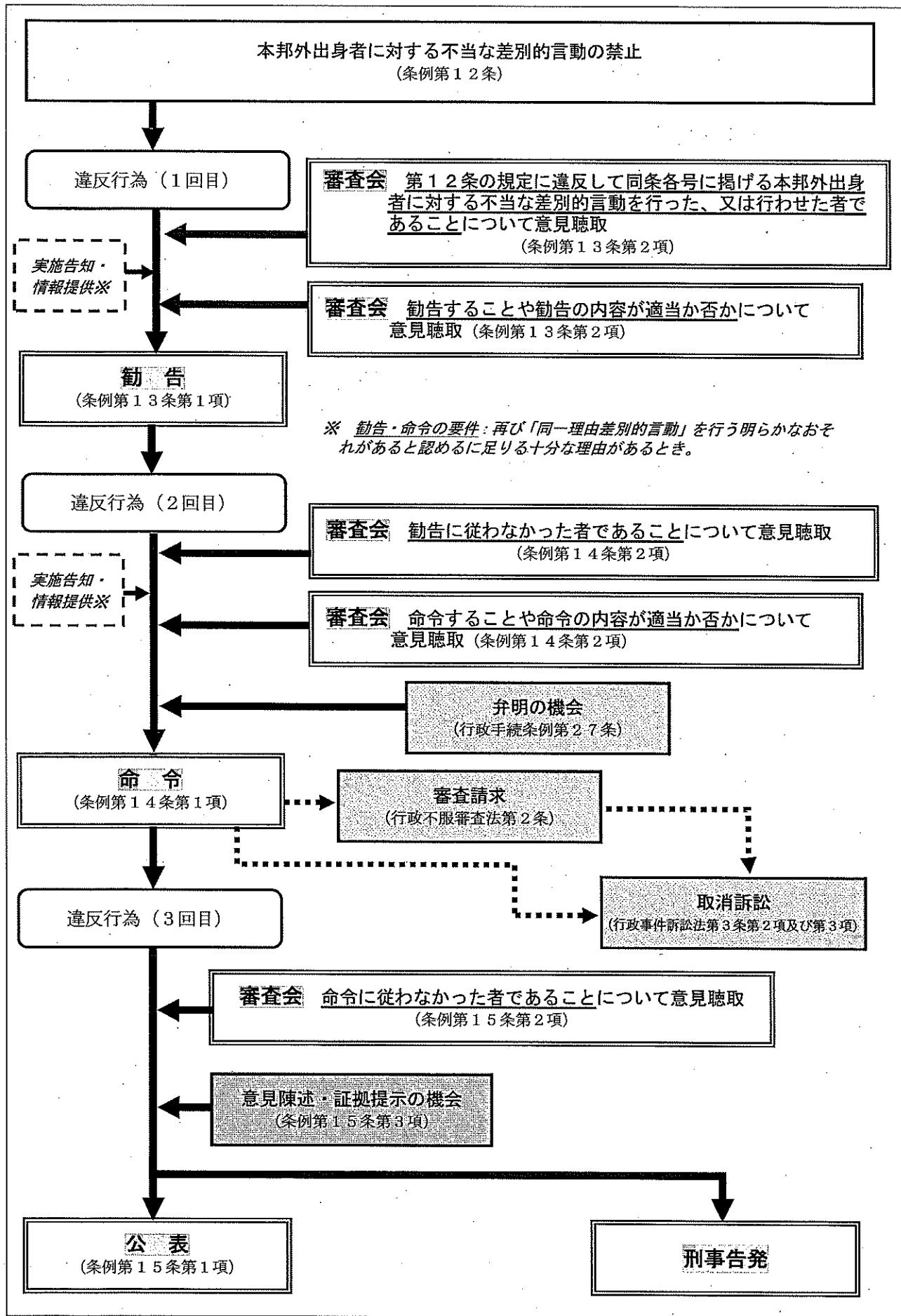


## ○都道府県及び政令指定都市の外国人に対する差別の解消に関する条例の対象の比較表

県名等	「対象」の内容（定義）	アイヌの人々など外国にルーツがあるわけではない人々が該当するか	日本国籍を取得した外国出身者が該当するか	不法滞在者が該当するか
大阪府	人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団	○	○	○
東京都	本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの 〔「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の対象と同一〕	×	○	×
神戸市	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 2 号に規定する外国人（＝日本の国籍を有しない者）であって、適法に居住するもの	×	×	×
川崎市	本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの 〔「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の対象と同一〕	×	○	×
大阪市	人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団	○	○	○



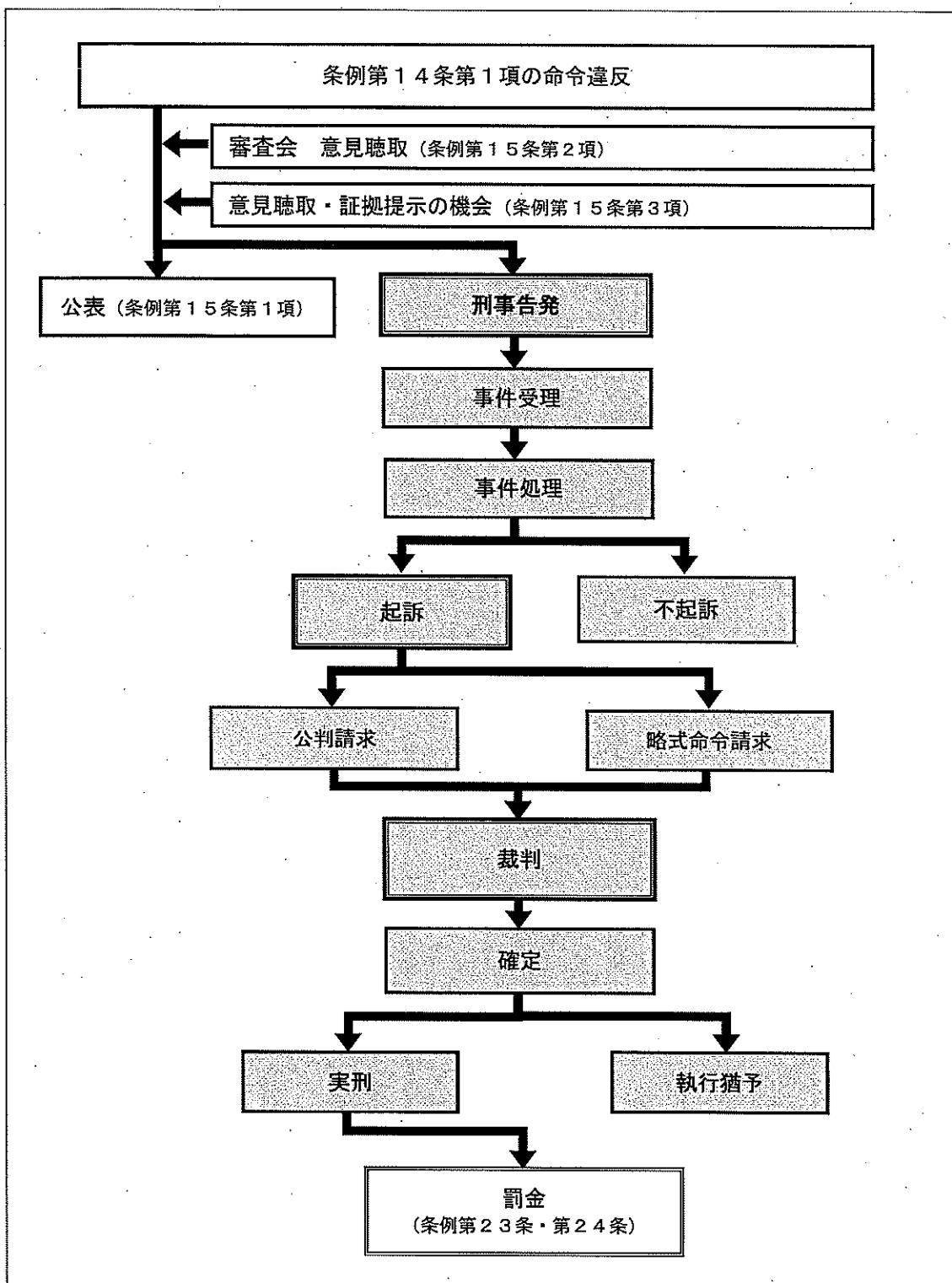
## 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（第12条～第15条関係） 主な手続の流れ



(注) 網掛けの枠：相手方（条例違反行為者）の行為



## 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 罰則に至るまでの主な手続の流れ





## ○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

## 【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。  
 ⇒共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

### 《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」と「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

### 《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

### 《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

## 【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

### ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止  
県等・事業者 ⇒ 法的義務
- ②合理的な配慮の提供  
県等 ⇒ 法的義務  
事業者 ⇒ 努力義務

### イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前的改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

## 【第3 差別解消のための体制】

### ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備  
(主な業務)  
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

### イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続を整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

## 【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- ②教育の推進
- ③就労の支援に係る情報の共有等
- ④情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑤災害時等における支援
- ⑥選挙等における投票の支援
- ⑦啓発活動

## 【第5 施策の推進】

### ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施設推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

### イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

## 【附則】

### 《施行期日》

- 平成30年10月1日（一部を除く。）

### 《条例の施行後の検討》

- 条例施行後おおむね3年ごとに検討



障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしありやすい三重県づくり条例における相談体制・紛争解決を図る体制と共生社会の実現に向けた施策の推進（イメージ）

